共済懇話会

制度廃止は人権問題

業法の理不尽さを正す運動を

「共済の今日と未来を考える大阪懇話会」の結成1周年学習交流会が3月27日、M&Dホールで開かれ5団体から60人が参加、懇話会・各団体がこれまでの活動を報告したほか、自治体への意見書採択要請、制度共済実施団体との連携などを柱とした活動方針を確認した。記念講演では福田和臣氏（兵庫県知的障害者施設利用者互助会理事長・愛心福祉会「愛心園」園長）が、同県互助会（以下・互助会）の果たしてきた役割や民間保険との違い、共済を守る今後の運動のあり方について、知的障害者が置かれている現状をもとに話した。

昭和60年当時、知的障害者福祉は措置制度で、入院した場合、諸費用以外は無料で治療が受けられたが、障害の特性により病院や看護師から個室利用や付き添いを求められた。本人や保護者、施設関係者にとって個室や付き添いは経済的・精神的にも負担が重かったため、これらの費用を軽減することを目的に「相互扶助」の精神で互助会が設立された。入会金は1万円、年間掛け金1万2000円で、8000円の付き添い介護費、5000円の差額ベッド代（いずれも1日当たり）が、年度内90日を限度に免責期間なしで給付される。仮にこれを保険で運営した場合、掛け金はほぼ同程度になるものの給付日数は30日に減少、免責も3日付けられる。最も大きな違いは、掛け金収入から充てていた制度管理費や各支部への助成金、広報作成費など7割近い支出がすべて保険会社の利益になることだ。

福田氏は、「これまで健全な運営を続け、極めて特定された人で構成される互助会は自治組織・自治共済であり保険業とは全く異なる」とし、業法立法の趣旨から見ても適用除外であることは明らかだと指摘した。このほか講演では、共済規制の背景にはアメリカ資本とそれに言いなりの日本の政治・官僚政治があることが、業法の改正と適用除外運動を通じて判明してきたこと、PTA活動の一環として実施されている掛け金数百円の共済が業法の適用となったのは、PTA共済に加入する約1200万人の加入者情報を入手したい保険会社への配慮があったことが紹介された。

同氏は「我われ互助会や自主的な共済の必要性は日常的に続き、制度の廃止は人権・生存権に関わる問題。すべての共済のために懇話会活動と連携して業法の理不尽さを正し、国・金融庁に責任を果たさせよう」と強調した。

下井戸昭介副理事長は各団体の活動報告は運動発展の大きな力となったとし、「今後も各団体の連帯を強め、さらに運動を進めていこう」と集会を締めくくった。

さらなる運動の発展を訴える下井戸副理事長＝3月27日、M&Dホール

自主共済

経過期間延長を求め集会

議員立法へ与党の賛同図る

協会・保団連、勤労者山岳会・商工団体連合会らでつくる「共済の今日と未来を考える懇話会」は、3月末日に期限を迎える新保険業法の経過措置期間延長を求めて3月27日、国会内で集会を開き、全国から約40人が参加した。

集会は、懇話会などの要望に応えて3月24日に野党4党が保険業法の経過措置期間延長の一点を求める議員立法が参議院に提出されたことをうけ、法案の審議入りと与党議員の賛同を求めて開かれた。

住江憲勇保団連会長は挨拶で、自主共済は相互扶助のもとに行ってきた助け合いの制度であり、国民の英知を無駄にすることは許されないとし、「提出された議員立法は、与党に合意させることで参院財政金融委員長提案として可決できる。力強く経過期限の延長を求めるとともに、期限切れになることがあっても諦めることなど断じてできない」と述べた。

参加した佐々木憲昭議員（衆・共産）から与党内でも延長に前向きな議員がいるなどの情勢が報告され、「経過措置期間の延長は、与党も賛成せざるをえない内容であり、最後まで与野党一致を図る努力を継続していきたい」との強い決意が表明された。

この他、各団体の取り組みや、加入者に対する実害などの報告と、参加したマスコミ数社から質疑が行われた。

同日に行われた大阪選出の国会議員への要請では、吉井英勝議員（衆・共産）と面談した。吉井議員は「経過措置期間が延長されないと共済難民が発生することになる。決して許されない」とした。同議員には「自主共済を新保険業法の適用除外とすることを求める請願」署名925筆を託した。

◇

（要請先・敬称略）

【面談議員】

吉井英勝（衆・共産）

【秘書対応】

（衆・自民）井脇ノブ子・大塚高司・岡下信子・川条志嘉・北川知克・竹本直一・谷畑孝・中馬弘毅・とかしきなおみ・中山太郎・中山泰秀・西野あきら・原田憲治・松浪健四郎・松浪健太・柳本卓治・矢野隆司、（参）北川イッセイ・谷川秀善

（衆・公明）池坊保子・佐藤茂樹・谷口隆義・田端正広・福島豊、（参）白浜一良・山下栄一・山本香苗

（衆・民主）長安豊・平野博文・藤村修、（参）梅村聡・尾立源幸・藤原正司・松岡徹

（衆・共産）石井郁子

（参）山下芳生

（衆・社民）辻元清美

【面会拒否】

北側一雄（衆・公）、高嶋良充（参・民）

【お詫びと訂正】

3月25日号2面の要請議員一覧の見出しの部分に、間違いがございました。

（誤）2月13日に要請した議員↓（正）3月12日に要請した議員

（誤）2・13国会内集会参加議員一覧↓（正）3・12国会内集会参加議員一覧

お詫びして訂正いたします。

新「パートタイム労働法」4月1日施行

労働条件の明示義務化

改善ない場合は過料も

短時間労働者の①納得性の向上、②正規雇用職員との均衡のとれた待遇の確保、③正規雇用職員への転換の推進を図る――ことなどを目的に、改定「パートタイム労働法」が4月1日から施行された。改定法は、現在雇用中の労働者も適応され、各院で対応が求められる。主な改定事項は、以下のとおり。

1　労働条件を文書で明示（義務）

●労働基準法で明示義務のある項目に加えて「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」を文書などで明示することが義務化された。違反し、行政指導で改善が見られなければ10万円以下の過料が科される。

●パートタイム労働者から求められた時、待遇を決定するにあたって考慮した事項を説明することが義務化された。

2　待遇は働き方や貢献に応じて決定（努力義務）

●賃金を決める時は、正職員との均衡を考慮し、職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案することが努力義務とされた。

●職務の内容と一定期間の人材活用の仕組みや運用などが正社員と同じ場合は、同じ方法で賃金を決定することが努力義務とされた。

●パートタイム労働者であることを理由に差別的に取り扱うことが禁止された。

3　正規雇用職員へ転換する機会を付与（義務）

正職員への転換を推進するため、次のいずれかの措置を講じることが義務化された。

●正規職員を募集する場合、その内容をパートタイム労働者に周知する。

●正規職員のポストを院内公募する場合、パートタイム労働者にも応募機会を与える。

●正規職員へ転換するための試験制度を設けるなど転換制度を導入する。

※パートタイム労働者（短時間労働者）とは

「パートタイム労働者」とは、同じ事業所に雇用される正規職員に比べて、1週間の所定労働時間が短い労働者のことをいう。「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約職員」「臨時職員」「準職員」など呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、「パートタイム労働法」の対象となる。

AED（自動体外式除細動器）のご案内

レンタル方式（CR　Plus）
AEDレンタル料　¥4,900－（税込¥5,145－）／台．月
（当初5年契約）
保証金　¥20,000－（非課税）／台

お買取方式（CR　Plus）
AED基本セット　¥285,000－（税込¥299,250－）
定期交換費、消耗品費は別途必要です。
詳しくはパンフレット、弊社ホームページによりご確認下さい。
www.secom.co.jp/service/medical/aed.html

大阪府保険医協同組合　TEL 06－6568－2741　FAX 0120－02－9381　担当：村上

医院新聞　共同発行会

医院と患者さんの定期便

手間要らずで安価に
ベースは協会が責任編集▶
記事の一部は差し替え可能▶
各医院のオリジナル紙面▶

●隔月（奇数月）発行　●B５判　４ページ建て
●100部　14,100円から
お問い合わせは　協会事務局 ☎06-6568-7731へ